

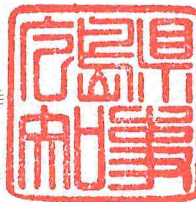
建設

令和 7年 3月 28日

(株) シンコウ

村上 裕介 様

広島県知事  
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)  
建設産業課



特定 建設業の許可について(通知)

令和 7年 2月 27日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許可番号	広島県知事 許可(特-6) 第 38608号
許可の有効期間	令和 7年 3月 28日から 令和 12年 3月 27日まで
建設業の種類	

建築工事業  
左官工事業  
電気工事業  
鉄筋工事業  
ガラス工事業  
内装仕上工事業  
造園工事業

大工工事業  
屋根工事業  
タイル・れんが・ブロック工事業  
板金工事業  
防水工事業  
熱絶縁工事業  
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和12年 2月 25日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)